

新たに選任した運行管理者に 基礎講習の受講が義務づけられました

☆新たに選任した運行管理者の講習受講について

※平成24年4月16日以降、新たに選任した運行管理者であって、基礎講習を受講したことがない方に対しては、基礎講習（3日間）を受講させてください。それ以外の方は今まで通り一般講習の受講で結構です。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部が改正され、下記のとおり基礎講習の受講が義務づけられました。

（基礎講習又は一般講習）

第四条：一般貨物自動車運送事業者等は、新たに選任した運行管理者に選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に、基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させなければならない。

※新たに選任した運行管理者とは、その事業者において初めて選任された者のことをいい、同事業者において過去に運行管理者として選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし、他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ、新たに選任した運行管理者とする。

*ご不明な点がございましたら、支部まで(042-524-3469)お問い合わせ願います。